



- トピックス
- I. 西村朝日台湾法律事務所開設のお知らせ
 - II. 台湾における新型コロナウイルス感染症対策をめぐる法整備の現状(1)
～出入国管理および労働関係について～
 - III. 台湾における新法「商事事件審理法」について

2020年
4月23日号

I. 西村朝日台湾法律事務所開設のお知らせ

去る4月9日、西村朝日台湾法律事務所が台湾の台北市において、正式にオープンいたしました。西村あさひ法律事務所として12番目の海外拠点であり、日本の大手法律事務所としては初の台湾におけるオフィスの開設となります。

西村あさひ法律事務所の台湾プラクティスは既に10年以上の歴史があり、台湾における弁護士資格取得者としては初めて日本で外国法事務弁護士資格を取得した孫櫻倩(Sun, Ing-Chian)台湾法弁護士を中心に、これまでも日本企業による対台投資、日台企業間における各種M&A、ジョイントベンチャーおよびビジネスアライアンス、日台双方に関わる倒産・事業再生、ならびに日台間における各種紛争対応等に関し、日台間の法制度の相違もふまえたきめ細かいリーガルサービスを提供してまいりました。

そうした中、近時、IT企業をはじめとする優良な台湾企業による日本企業への投資や、台湾の投資家による対日不動産投資等に係るリーガルニーズが増加するとともに、既に台湾に進出済みの日系企業が台湾現地の企業と手を携えて更に東南アジアへの投資や事業展開を図るケース等も増えてきたことから、今般、台湾に新オフィスを開設し、日台双方の企業によるリーガルニーズに、より円滑かつタイムリーに対応できる体制を拡充することとした次第です。

西村朝日台湾法律事務所には、M&Aおよびバンキング分野を中心に多くの実績と幅広い知見および専門性を有する張勝傑(Chang, Sheng-Chieh)台湾法弁護士以下、各分野において経験豊富な台湾法弁護士3名が常駐しており、日本語、中国語(繁体中文)および英語にて、直接かつタイムリーに、現地での適確なリーガルサービスを提供できる体制を整えています。

また、新型コロナウイルス(COVID-19)をめぐる台湾における各種法的措置や最新の状況をはじめとして、現地に根付いた事務所だからこそ発信し得る価値ある情報を、幅広い分野において迅速にお知らせすることにより、皆様の事業活動の一助となれまよう努めてまいります。

西村あさひ法律事務所は、グローバル化する各企業にとってますます重要となる「アジア戦略」を、東京ともシームレスに連携した現地拠点網を活用し力強くサポートする法律事務所として、今後とも皆様に質の高いリーガルサービスを提供してまいります。引き続き一層のご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

西村朝日台湾法律事務所

台湾法弁護士 孫 櫻倩 (共同代表)

台湾法弁護士 張 勝傑 (共同代表)

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

II. 台湾における新型コロナウイルス感染症対策をめぐる法整備の現状(1)

～出入国管理および労働関係について～

執筆: 孫 櫻情、呉 怡箴、陳 芋汝

※本ニューズレターは2020年4月20日時点の統計及び各種公表資料に基づいて執筆しております。

1. はじめに

2020年の年初から台湾でもじわじわと感染が広がり始めた新型コロナウイルス(COVID-19)に対し、台湾の衛生福利部(日本の厚生労働省に相当します。)は同年1月15日にこれを指定感染症として指定し(以下「本感染症」といいます。)、また立法院(日本の国会に相当します。)は直ちに対策措置法である「重大特殊伝染性肺炎の予防治療及び救済振興に関する特別条例」¹(原文となる中国語表記では、『嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例』。以下「振興条例」といいます。)の審議に入りました。その後、振興条例は同年2月25日に立法院で可決されるとともに同日中に公布され、本感染症の予防および治療ならびにこれに関する国民の救済および経済的支援に法的根拠が付与されることとなりました²。

本感染症の世界的な流行拡大が続く中で、真っ先に影響を受けることとなったのは、国境を越える人の移動および労働関係の面です。そこで本稿では、振興条例の規定内容にも適宜触れつつ、台湾における出入国管理および検疫に関する取り組み、ならびに本感染症が企業と労働者との関係に及ぼす影響について、解説いたします³。

2. 感染拡大下の出入国管理と検疫体制

(1) 出入国管理について

2020年4月20日現在、台湾政府は海外渡航を全面的に規制しています。また、同年3月19日午前0時以降、外国人は居留証(ARC)、外交公務証明、商務契約履行証明、またはその他の特別許可を有しない限り、台湾への入国が禁じられています。また、上記により入国を許可された者も、台湾への入国後14日間の在宅(居所)検疫が義務付けられます⁴。ここでいう「在宅(居所)検疫」⁵とは、対象者に14日間の検疫期間を設け、その間は自宅または指定場所からの外出を禁じるというものです。この間、入国者は自身で手配した宿泊施設に滞在するか、または居所が確保できていない場合には検疫施設もしくは集中検疫所に移送

¹ 現在の日本では「条例」は地方公共団体が定める法規範とされていますが、台湾においては、国の立法機関たる立法院が制定するレベルの法規範(すなわち、日本の法律に相当する法規範)であっても何種類かの呼称があり、もっとも一般的な「～法」の呼称とともに、「～条例」の呼称もこのレベルの法規範を指す語としてよく用いられています。慣例によれば、一般事項または基本事項を対象として規律する場合には「～法」の呼称が、特定事項、限定事項または特殊事項を対象として規律する場合には「～条例」の呼称が、それぞれ用いられる傾向にあります。

² 振興条例に関しては、本来的に不遑及の原則が適用されるべき罰則規定(公布と同日に施行)を除き、2020年1月15日に遑って施行する形が採られました。また、同条例は2021年6月30日までの時限立法となります。

³ なお、本稿は、台湾における本感染症対策の現状について幅広くご紹介し、ご参考としていただくべく、今後も続編によるシリーズ化を予定しています。

⁴ 2020年4月20日現在、この外国人による入国制限が解除される今後の日程については未定です。

⁵ 2020年4月20日現在における台湾の感染症対策措置は、感染リスクの程度に応じて①在宅隔離、②在宅検疫、③自主健康管理の三段階に分け、原則14日間追跡する方式を採っています。①については感染が確認された事例における感染者との接触者に、また②については海外渡航歴のある者(外国人入国者を含みます。)にそれぞれ適用され、①および②のいずれかが適用される場合には、対象者の外出は禁じられ、出国もできません。他方、③については、(i)38度以上の発熱をはじめとする別途定められた各種通報要件には合致しないもの、異常があり医師が検査を要すると認めた者、(ii)通報要件に合致するものの検査で陰性と判定された者、(iii)清明節の連休期間中(2020年4月2日～5日)に多くの人が集まる場所に出かけた者、(iv)在宅隔離または検疫の期間が満了した者等に適用され(なお、(iv)についてのみ、追跡期間は7日間に短縮されます。)、必要なときに限り外出は許容されますが、その場合にも全行程マスクの着用が義務付けられます。

されることとなります⁶。ただし、後者の場合も、宿泊費と食費については自己負担となります⁷。その上で、仮に入国者が本感染症に罹患していることが発覚して隔離治療が必要となった場合には、治療費と検査費用は台湾政府が負担します。

以上のような規制が継続される限り(少なくとも衛生福利部の判断に基づく台湾における日本に対する渡航警報のレベルが現状の「3」(警告＝渡航中止勧告レベル)から引き下げられない限り)、日本から台湾への短期出張者の派遣は事実上困難な状態が続くと考えられます。

(2) 在宅検疫をめぐる罰則

① 行政罰

法に基づき在宅検疫の対象となった者が、当局による隔離または検疫に関する措置や指示に従わない場合、従来の伝染病予防法によれば、1万NTD以上15万NTD以下の過料が課され得るとされていたところ、本感染症の流行拡大を抑える重要性と効果に鑑み、振興条例においては、過料の額が10万NTD以上100万NTD以下へと引き上げられました。また、振興条例によれば、中央政府における感染症指揮センターの指揮官は、隔離または検疫措置のもとに置かれながら命令に違反し、またはそのおそれのある者に対し、過料以外にも必要な監督措置もしくは処分(強制隔離など)、または氏名の公表ができること定められています⁸。

② 刑事罰

さらに感染者または感染の疑いのある者が、中央政府または地方政府における衛生当局の指示に従わず、他人に感染させるおそれのある場合、2年以下の懲役もしくは拘留、または20万NTD以上200万NTD以下の罰金が科され得ることになります⁹。

(3) 在宅検疫に伴う休業補償

在宅検疫措置を受けている者が、隔離期間中に仕事のための外出ができず生計に悪影響を及ぼすことを避けるための措置も、振興条例により定められています。当局による指示を遵守した上で在宅検疫期間中に給与またはその他補助を未受給の労働者は、1人1日当たり1,000NTD¹⁰の防疫補償(休業補償にあたります。)の受給申請を行うことができます¹¹。この補償は、検疫対象者となった自立生活のできない家族のために労働者が休暇を取得する場合にも適用されます。

3. 労働関係への影響

(1) 「無給休暇」制度について

① 制度の背景

本感染症の世界的な流行拡大に伴う対策措置の影響を受け、台湾の産業界でも一部、通常の運営が困難となったり、サプライチェーンの断絶で事業縮小を余儀なくされるなど経営危機にさらされる企業が生じています。さらにこれに伴い、人員

⁶ なお、国際線が到着する各空港には、帰国者または入国者が台湾国内における目的地まで到達できるよう防疫専用車が待機しており、感染リスクの低減に努めています。

⁷ 在宅検疫に使用できる宿泊施設は、施設を運営する事業者自らが宿泊客の自費による検疫に同意した施設に限られ、その場合の宿泊費については、当該事業者にて任意に定められることとなります。他方、中央政府における衛生当局により台湾全土に計13カ所設けられた集中検疫所については、その宿泊費は1泊あたり4,500新台湾ドル(以下「NTD」といいます。2020年4月20日現在の市場実勢によれば、1NTDは約3.6円(JPY)に相当します。)と定められています。

⁸ 振興条例8条。

⁹ 振興条例13条。

¹⁰ 「重大特殊伝染性肺炎の隔離及び検疫期間中の防疫補償に関する弁法」4条。

¹¹ 振興条例3条。

整理や業務調整が必要となり、いわゆる「無給休暇」¹²(ただし、後述するとおり、実際には完全な無給ではないという点に注意が必要です。)が実施される事態にもつながっています。

ここでいう「無給休暇」とは、正式な労働法上の制度ではないものの、2008年のリーマンショック時に多くの企業が業務の縮小に伴い労働者を無給で自宅待機させたことに由来するもので、実質的に労働契約の維持に資するという点を前提として、台湾における労働法実務上認められている、「勤務時間を減らすことで人件費を抑制する短期的な措置」を指します。

② 実施に際してのルール

「無給休暇」については、前述したとおり法定の制度ではないものの、2011年に労働法に係る主管機関¹³が制定した「景気の影響に対応するために労使双方による労働時間の協調削減を行う際に注意すべき事項」¹⁴(以下、「労働時間削減注意事項」といいます。)が、実務上の原則的な指導基準とされています。それによれば、使用者が景気悪化に対応するため勤務時間の削減により人件費を抑えたいと考える場合、事前に労使協議を行い、労働者による同意を得なければなりません。この手順を踏まずに「無給休暇」を実施することは労働基準法に抵触すると解されることから、労働者による同意が得られるまでは、使用者はあくまでも本来の労働契約に基づいた取り扱いを履行すべき義務を有するという点に注意が必要です。

そこで、労働時間削減注意事項の定めに基づき「無給休暇」の実施に関する手順をもう少し解説しますと、まずその実施にあたっては、事前に労働者との個別協議を行い、その同意を得た上で協議書を作成すべきものとされます。仮にかかる労働者による同意を得ずに使用者が一方向的に減給を行った場合には、労働当局により期限を定めて賃金の支払いを命じられ、かつ当該期限内に支払いを行わないときは過料を課される可能性があります¹⁵。またこの場合、労働者は自ら労働契約を終了し、解雇手当等を事業者に請求することができます¹⁶。

さらに使用者は、「無給休暇」を実施する前提として、所在地を管轄する労働当局に対し労使協議の結果を報告しなければなりません。その際、「無給休暇」はあくまでも暫定的な措置として許容されるものであるため、原則として実施期間が3か月を超える形での報告は認められず、仮にこれを超える場合には、あらためて労働者による同意を得て報告を行う必要が生じます。また、使用者は、平時の経営状態に回復し次第、すみやかに労働条件を元に戻さなければなりません。

なお、「無給休暇」とはいうものの、賃金の支払いが制度的に完全に免除されるわけではなく、月額報酬による正規従業員の場合、労使間での協議結果のいかんにかかわらず、使用者が支払うべき賃金の額は法定の最低賃金(2020年1月1日以降については月額23,800NTD)を下回ってはならないものとされますので¹⁷、注意が必要です。

③ 台湾企業による「無給休暇」の実施状況

労働部による公表資料によれば、本感染症の流行以降、台湾で無給休暇を実施した企業数は2020年4月20日までに588社に上り、計14,821人の労働者に影響が及んでいます¹⁸。これを業種別で見ますと、観光業、飲食業、宿泊業、卸売業および小売業が特に深刻な影響を受けていることがわかります。

¹² 中文による表記は『無薪假』。

¹³ 当時の行政院労働者委員会。なお、労働法に係る現在の主管機関は労働部となります。

¹⁴ 中文による表記は『因應景氣影響勞雇雙方協商減少工時應行注意事項』。

¹⁵ 労働基準法27条および79条1項2号。

¹⁶ 労働基準法14条1項5号または6号の規定によれば、使用者が労働契約に基づく労働報酬を支払わない場合、または使用者が労働契約もしくは労働法令に違反し、それにより労働者の権益を損なうおそれがある場合、労働者は予告なしに労働契約を終了することができるものとされています。

¹⁷ 労働時間削減注意事項第6点および行政院労働者委員会による2008年12月22日付労働2字第970130987号通達参照。

¹⁸ 労働部労働統計検索ネット(<https://statfy.mol.gov.tw/index04.aspx>)上での2020年4月20日時点での公表情報によります。

(2) 本感染症に感染または感染が疑われる労働者の休暇および給与に関する取り扱いについて¹⁹**① 感染が確認された労働者の場合**

労働者が業務上の理由により本感染症に感染し、隔離治療を受けるに至った場合は、労働基準法に基づく公傷病休暇が適用されることとなり、使用者は本来の給与額に相当する金額の賃金補償を給付しなければなりません。またこの場合、仮に本感染症により当該労働者が死亡し、または後遺症、傷害もしくは疾病を負ったとき、使用者は労働災害の規定に基づき補償金を支払う必要があります。他方、労働者が業務外の理由で本感染症に感染した場合は、公傷病休暇は適用されないため、当該労働者としては、別途隔離治療期間において普通傷病休暇²⁰、有給休暇または私用休暇²¹の申請を行い、これら休暇の種別に応じた給与の支給を受けることになります。

なお、「業務上の理由によるか否か」については、過去の裁判例による実務見解に照らせば、「業務の執行に必要な行為であり、かつ業務上の行為と感染の結果との間に相当因果関係が存するかどうか」により判断されることになると解されます。

② 感染の疑いがあり隔離または検疫の対象となった労働者の場合

振興条例の規定に基づき、隔離または検疫の対象とされた労働者は、「防疫隔離休暇」の申請を行うことができます。この場合、使用者は、当該労働者の隔離または検疫に要する期間につき無断欠勤とみなしたり、または私用休暇もしくはその他の休暇として取り扱ってはなりません。また、当該労働者に振替出勤を強制したり、皆勤賞との額を減じたり、解雇またはその他労働者にとっての不利益となる処分を課すことについても禁じられます。なお、以上については、隔離または検疫の対象となった自立生活ができない家族のために休暇を取得している労働者についても同様となります。

労働者が隔離または検疫の対象となった理由が使用者の責に帰すべきものである場合、使用者は本来の給与額を全額支給しなければなりません。ここでいう「使用者の責に帰すべき理由」についてはケース・バイ・ケースの判断となりますが、典型的には、すでに台湾への帰国または入国時に検疫または隔離の対象となることが定められていた特定の地域に、使用者が労働者を業務のために派遣した場合などがこれに該当します。この点、2020年4月20日現在(より正確には2020年3月21日午前0時以降)、台湾では、海外すべての地域について渡航警報が最高レベルである「3」(警告＝渡航中止勧告レベル)に引き上げられており、海外からの帰国または入国者にはすべて14日間の在宅(居所)検疫が義務付けられることとなりますため、注意が必要です。

他方、労働者が隔離または検疫の対象となった理由が使用者の責に帰すべきものではない場合には、労働者に対する給与の支給は強制されません。もちろん、使用者としては従来通りの給与額を当該労働者に対し支給し、その上で振興条例により認められる税額控除を受ける方針を採ることもできますが²²、この場合、当該労働者としては本来の給与額の支給を受ける以上、1日当たり1,000NTDの防疫補償金の申請²³を行うことは不可とされます。

③ 自主健康管理の対象となった労働者の場合

労働者が自主健康管理の対象となった場合、当該労働者は、自宅休養を選択し、普通傷病休暇、私用休暇もしくは有給休暇の取得申請を行うか、または使用者と協議の上、勤務時間の調整を行う方法を採用することが可能です。他方、仮に使用者側から自主健康管理通知書を受け取った労働者に対し出勤しないよう求める場合には、当該使用者自らが労働者による労務の提供を拒んだ形(すなわち受領遅滞の状況)となるため、あくまでも賃金については本来の給与額に相当する金額の全額を給付しなければならないと解される点に注意が必要です。

¹⁹ 以下の記述に関し、どのような場合に隔離、検疫または自主健康管理の対象になるかについては、前掲注5参照。

²⁰ 普通傷病休暇の場合、1年以内に30日を超えない部分については、本来の給与額に相当する金額の半額が支給されるべきこととなります(労働者休暇取得規則4条3号参照)。

²¹ 私用休暇の場合、無給の扱いとなります(労働者休暇取得規則7条参照)。

²² 振興条例4条および同法の授權により別途制定された「重大特殊伝染性肺炎による従業員の防疫隔離休暇中の賃金費用倍加控除に関する弁法」3条の規定によれば、使用者が労働者の休暇中に支給した賃金については、その200%相当額を当該年度の営利事業所得額から控除することが可能とされます。

²³ 前述2.(3)参照。

労働者の家族が自主健康管理の対象者となり、労働者自身が当該家族を介護しなければならない場合、当該労働者は、性別工作平等法(日本の男女雇用機会均等法に類似)20条の規定に基づき家庭介護休暇の取得申請を行うか、または、私用休暇もしくは使用者との協議に基づく有給休暇の取得申請を行うことができます。この場合、労働者から家庭介護休暇の取得申請がなされたときは、使用者はこれを拒絶することができず、また、当該労働者による欠勤とみなしてその賞与や業績給を減らしたり、その他当該労働者に対する不利益処分を行うことは不可とされます²⁴。

Ⅲ. 台湾における新法「商事事件審理法」について

執筆者:孫 櫻情、孫 創洲

1. はじめに

台湾では、2019年12月17日に新法となる「商事事件審理法」(原文となる中国語表記では、『商業事件審理法』。以下「本法」といいます。)が立法院²⁵において可決され、2020年1月15日に公布されました。本法の施行日は現時点で未定ながら²⁶、公布後2年以内を目処に施行することを目指し、現在司法院²⁷にて本法の施行細則、審理細則などの下位法の整備を含む関連準備が進められているところです。

本法は、民事訴訟法および非訟事件法の特別法として新設されたものであり、重大商事紛争の処理の迅速化、適切化および専門化を求めるとともに、コーポレートガバナンスの健全化およびビジネス環境の改善を図ることにより、経済発展を促進することを、目的としています。そのため、本法は商事紛争事件の処理を迅速化し、かつその審理を充実させるための各措置を新たに導入しており、今後の商事紛争事件の処理実務に与える影響は少なくないものと推察されます。

そこで本稿では、本法の主な内容について概説いたします。

2. 商事事件審理法の要点

(1) 専門裁判所の設置

本法に基づき商事裁判所が新たに設置され、一定の商事事件については、そこで専門に扱われることとなります。また、本法に基づく商事事件の裁判は二級二審制²⁸とされ、事実認定については商事裁判所で確定した上で、法令違反²⁹の有無について争いがある場合には、直接に最高裁判所に法律審の上告または抗告をなすこととなります。

²⁴ 性別工作平等法 21 条 2 項。

²⁵ 日本の国会に相当します。

²⁶ 本法の施行日については、同法 81 条により、司法院にてこれを決定すべきものとされています。

²⁷ 台湾における最高司法機関。具体的な訴訟事件の裁判は担当せず、司法行政機関としての性格を有し、民事訴訟法、刑事訴訟法などの手続法の法整備作業を担当する主務官庁にあたります。

²⁸ 台湾の民事裁判制度は原則として日本と同様に三級三審制を採用しており、地方裁判所および高等裁判所の裁判は事実審であるのに対し、最高裁判所の裁判は法令違反の有無に関する法律審とされています。しかしながら、本法の立法者は、昨今のように市場変化の激しい時代においては、商事紛争について過度に真実を追求することにより救済が遅れることは、当事者にとって必ずしも望ましいことではなく、むしろより迅速かつ効率的に紛争解決を図る価値を重視すべきであると考えました。そこで、本法の下では商事事件の事実審審理は1審級のみとされ、法律審とあわせて二級二審制が採られることとなりました。つまり、商事裁判所は高等裁判所と同等の位置づけとされ、商事裁判所の裁判については、当事者として事実認定に不服があっても次の審級で争うことはできず、ただ法令違反の有無について争いがある場合には、直接に最高裁判所に上告、または抗告できることとなります。

²⁹ 最高裁判所は事実認定を行わず、原則として商事裁判所が認定した事実拘束されますが、商事裁判所による事実認定自体に法令違反がある場合(例えば、当該事実認定について、十分な証拠が欠如しているまたは経験則もしくは論理則に反する場合等が、ここでいう「法令違反がある場合」に該当することとなります。)は、最高裁判所に上告することができます。なお最高裁判所は、事実認定に法令違反があると判断した場合、別途自ら事実認定を行わず、原裁判を破棄し商事裁判所に差し戻すこととなります。

(2) 商事裁判所の審理対象となる商事事件の範囲

商事裁判所の審理対象となる商事事件には商事訴訟事件および商事非訟事件の双方が含まれ、それぞれの主な範囲は以下のとおりとなります³⁰。

(i) 商事裁判所の審理対象となる商事訴訟事件の例

- ① 会社代表者の業務執行により、会社代表者と会社の間が生じた訴額 1 億新台幣ドル(以下「NTD」といいます。)³¹以上の民事紛争³²
- ② 証券取引法に違反した証券詐欺、目論見書の虚偽記載、違法な公開買付、インサイダー取引などに関する訴額 1 億 NTD 以上の民事紛争
- ③ 株式公開発行会社³³の株主により会社または会社代表者に対し株主の身分として株主権を行使する民事紛争、および投資者保護センターによる会社の取締役または監査役に対する解任請求事件³⁴
- ④ 株式公開発行会社の株主総会または取締役会の決議の効力に関する紛争事件
- ⑤ 株式公開発行会社との間に支配または従属関係を有する資本金 5 億 NTD 以上の株式非公開発行会社の株主総会または取締役会の決議の効力に関する紛争事件
- ⑥ 会社法、証券取引法、銀行法、企業 M&A 法、不動産証券化条例、信託法および証券投資信託顧問法などに関する、訴額 1 億 NTD 以上かつ商事裁判所を合意管轄裁判所とする旨の両当事者による書面合意が得られた民事紛争事件
- ⑦ その他の法の定めまたは司法院の指定に基づき商事裁判所の管轄に属する商事訴訟事件

(ii) 商事裁判所の審理対象となる商事非訟事件の例

- ① 株式公開発行会社の株式の買取請求に係る公正価格決定申立事件
- ② 株式公開発行会社の会社法に基づく臨時管理人または検査人の選任申立事件、およびその解任申立事件
- ③ その他の法の定めまたは司法院の指定に基づき商事裁判所の管轄に属する商事非訟事件

(3) 商事事件審理の迅速化および充実化を図るための各措置

① 弁護士強制代理

本法は弁護士強制代理制度³⁵を採用しています(本法 6 条)。すなわち、本法によれば、当事者は弁護士を手続代理人³⁶

³⁰ 以下に示す事件の範囲は網羅的ではなく、あくまでも例示列挙であることにご留意ください。

³¹ 2020 年 4 月 20 日現在の市場実勢によれば、1NTD は約 3.6 円(JPY)に相当します。

³² 例えば、台湾会社法 16 条によれば、会社は法律または定款の規定によって保証することができる場合を除き保証を行ってはならないとされているところ、会社代表者がこれに違反して会社を代表して保証を行った結果、会社が損害を被った場合には、会社は当該会社代表者に対し提訴し損害賠償を請求することができます。そのような場合で訴額 1 億 NTD 以上である場合には、本号に該当することになります。なお、ここでいう「会社代表者」については、株式会社の場合、取締役がこれに該当し、また、会社の発起人、監査役、経理人(日本法における支配人に類似)なども、その職務遂行の範囲内においては、会社代表者に含まれます(会社法 8 条参照)。

³³ 台湾における株式公開発行会社とは、一般的には、①TWSE における上場会社(中文では「上市公司」)、または②TPEX における(a)メインボード上場会社(中文では「上櫃公司」)もしくは(b)新興市場登録会社(中文では「興櫃公司」)を指しますが、必ずしもこれらには限定されません。なお、株式公開発行会社に該当すると、会社法のほか、証券取引法の適用も受けることになります。

³⁴ 証券投資者および先物取引者保護法 10 条の 1 第 1 項 2 号によれば、取締役または監査役が会社に重大な損害を与える行為または法令もしくは会社定款に抵触する重大な違反行為を行った場合、投資者保護センターは当該取締役または監査役の解任を裁判所に請求することができると定められています。

³⁵ そもそも日本法との相違点として、台湾の民事訴訟法の下では、最高裁判所への上告審を除き、原則として弁護士強制代理制度は採られていません。そのため、弁護士への委任を行わず本人訴訟を遂行できるのみならず、裁判官の許可を得て弁護士以外の者に訴訟代理の委任を行うことも認められています。この点、本法の立法理由によれば、商事事件では特に技術性および専門性が強く求められる傾向にあり、弁護士資格を持たない者による訴訟遂行には不手際が生じやすいことから、当事者および関係者の権利を守り、手続を円滑に遂行するため、本法の適用対象となる事件においては弁護士強制代理制度を採用することにしたと説明されています。

³⁶ 本法 7 条によれば、商事事件において、別途の法律の定めを除き、手続代理人により手続行為を遂行しなければならないこととなります。

として委任しなければならず、当事者がこれに反する場合、裁判所は期限を定め弁護士への委任を命じることができ、当該期限を過ぎてもなお当事者が委任を行わないときは、裁判所は当該当事者による申立、提訴、上告または抗告を却下することができるものとされています。

② 商事調停手続

本法においては、商事事件に係る訴訟提起前に、原則として商事裁判所による調停手続を前置しなければならないという強制的調停前置主義が採られています。商事調停手続は原則として裁判官により実施されることとなりますが、事件の内容に応じ裁判官は専門知識を有する専門家 1～3 名を商事調停委員として選任し³⁷、当該商事調停委員による調停手続を先行させることも可能です。なお、商事調停手続は非公開であり、原則として商事調停委員選任後 60 日以内に終了しなければならないものとされています。

③ 審理計画

本法 39 条によれば、裁判所は両当事者と協議し審理計画を策定した上で、それに従って審理を実施することになります³⁸。審理計画には争点整理期間などの事項が含まれます³⁹。また、当事者としては、審理計画による所定の期間を遵守しなければならないと認められ、当該期間の経過後であればその主張を提出することが認められない可能性が生じます⁴⁰。

④ 専門家証人

本法により専門家証人制度⁴¹が新たに導入され、当事者は裁判所の承認を得た上で、専門家証人に専門的意見を提供させることができることとなります。また、当事者または専門家証人は、書面または口頭で他方当事者の専門家証人に反対尋問することも可能とされます。

⑤ 電子テクノロジーの利用(電子書面伝送および遠隔審理)

本法は電子テクノロジーの利用により、審理効率の向上および手続進行の促進を図る措置を講じています。例えば、当事者らは裁判所に書面を提出する際、電子書面伝送システムを用いて伝送しなければならないものとされています。また、当事者らと裁判所の間に音声および映像を相互に伝送できる設備があり遠隔審理が可能である場合、裁判所が適切と判断すれば、当該設備を用いて審理を進めることも認められます。

⑥ 当事者照会

訴訟手続進行の促進および裁判所による審理の負担軽減を目的として、本法は、当事者が事実および証拠を適切に提出できるようにするべく、各当事者に訴訟前の段階において他方当事者からも関連情報を収集できる機会を与えています。すなわち、当事者は、裁判所による指定期間または準備手続終了の前までに、関連事実または証拠に係る必要事項について

³⁷ 例えば、証券取引法関連事件の場合、証券取引法に詳しい学者、弁護士などを商事調停委員として選任することが考えられます。また、会社経営権に関する紛争の場合、長年にわたり同種事件の取扱いに豊富な経験を有する弁護士、会計士などを選任することも考えられます。

³⁸ 本法の立法理由によれば、商事事件の多くは重大な利害関係が絡む複雑な事件であることから、集中審理の目的を達成するため、裁判所は訴訟手続の順番、期間、期日などについて当事者と協議し事前に計画を策定するべきであり、それにより訴訟手続の効率的な進行の促進を図る旨が説明されています。

³⁹ より具体的には、審理計画には①事実上および証拠上の争点整理期間、②証人、専門家証人、鑑定人および当事者本人への尋問期間、ならびに③口頭弁論終結および判決言渡しの予定時期などの事項が含まれなければならないものとされています。また、審理計画においては、(a)特定事項に関する攻撃または防御方法の提出期間、および(b)その他の訴訟手続を計画的に遂行するための必要事項を定めることも可能とされます。

⁴⁰ 本法 41 条によれば、審理計画において特定事項に関する攻撃または防御方法の提出期間が記載されたにもかかわらず、当事者が当該審理計画による所定期間の経過後に新たな攻撃または防御方法を提出した場合、これが当該審理計画に基づく訴訟手続の遂行への重大な妨害にあたるかと判断されれば、裁判所として、当該攻撃または防御方法の提出を認めないことができるものとされています。

⁴¹ 専門家証人 (expert witness) とは、一般に専門的な立場から意見を述べる証人を指し、例えば学者等が専門家証人としてその専門知識に基づいて証言し、関連する事実関係のみならず、自らの意見を述べるのが想定されます。台湾における現行の民事訴訟法上は、専門家証人制度についての定めは存しませんが、本法は商事事件に関し事実審の充実を期すべく、英米法制を参考に、専門家証人制度を新たに導入することとしたものです。なお、本法の規定によれば、専門家証人とは、その知識、技術、経験、訓練または教育に基づき、財務、会計、コーポレートガバナンス、科学、技術、またはその他の専門分野において、裁判所的事实、証拠、および経験則に対する理解または認定に役立つ者を指すと定義されています。

て他方当事者に照会し、具体的な説明を求めることができるものとされています⁴²。

(4) 当事者権益の保護に関する措置(秘密保持命令)

本法は当事者の営業秘密の漏洩リスクに配慮し、秘密保持命令の制度を設け、下記のいずれかの状況に該当する場合、裁判所が他方当事者らに対し秘密保持命令を発することができるものと定めています。

- ① 当事者が裁判所に提出した書面に当事者もしくは第三者の営業秘密に関わる記載があり、または調査もしくは調査すべき証拠が当事者もしくは第三者の営業秘密に関わる場合
- ② 上記①の営業秘密の開示または訴訟遂行以外の目的での利用により、当該当事者または第三者が当該営業秘密に基づく事業活動を妨害されるおそれがあり、その開示または利用を制限する必要がある場合

秘密保持命令を受けた者は、当該営業秘密を訴訟遂行以外の目的で使用してはならず、かつ秘密保持命令を受けていない第三者に対しても開示してはなりません⁴³。

3. 小括

以上に概説した通り、本法の施行後においては、商事事件解決に向けた審理の迅速化および充実化が期待されるところです。ただし、本法施行の前提となる施行細則および審理細則については現在なお整備段階にあるため、引続きその内容も含め、今後の法令整備の成行きを注視する必要があります。

また、商事事件に関連した刑事事件および行政事件については商事裁判所の審理対象とはされないため、本法の施行後も商事裁判所としては、関連する事件が刑事法廷または行政法廷に別途係属している場合に、それらの判断結果を待つ可能性が考えられます⁴⁴。そのため、そうしたケースにおいては、本法の立法趣旨の一つでもある審理の迅速化が期待通りには図られないという可能性も排除できない点にご留意ください。



西村朝日台湾法律事務所 外観（1号交易広場ビル）

⁴² 当該照会に対して、他方当事者は原則として拒否することはできず、照会書面を受け取ってから 20 日以内に書面にて当該照会事項について説明を行わなければなりません。また、照会を受けた当事者が正当な理由なしに説明を拒否した場合、裁判所は、照会をした当事者の事実に関する主張または立証した事実について、真実であると認定することができるものとされています。

⁴³ 本法に基づく秘密保持命令に違反した場合、本法 76 条により、3 年以下の有期徒刑もしくは拘留または 10 万 NTD 以下の罰金に処せられ、またはこれらを併科され得ます。

⁴⁴ 例えばインサイダー取引事件の場合、従来の民事法廷においては、証券取引法違反の事実の有無につき、別途係属している刑事法廷の判断を尊重する傾向が見受けられ、当該刑事法廷の判断が出るまで審理をストップさせるという訴訟指揮が採られることも珍しくありません。



ソン インチェン
孫 櫻倩

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー*
西村朝日台湾法律事務所共同代表

i_sun@jurists.co.jp

2003年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2014年外国法事務弁護士登録(第一東京弁護士会)。2003-2006年台北の寰瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)ほかにて勤務。2020年西村朝日台湾法律事務所共同代表に就任。日本を拠点として活動する数少ない台湾弁護士の一人として、M&A、ファイナンス、国際取引全般、独占禁止法、および知財争訟等を中心に、日台間の幅広い渉外案件に従事。



ソン ソウシュウ
孫 創洲

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー

c_sun@jurists.co.jp

2006年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2006-2007年萬国法律事務所、2009-2019年常在国際法律事務所(Tsar & Tsai 国際法律事務所)にて勤務。M&A、会社法、労働法、消費者保護法、再生エネルギー関連法令その他国際関係法務を中心に、日台間における様々な渉外案件を数多く手掛けている。



チャン シオンジェ
張 勝傑

西村あさひ法律事務所 台北事務所 パートナー弁護士 台湾パートナー*
西村朝日台湾法律事務所共同代表

sheng-chieh.chang@jurists.jp

2000年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2000-2011年寰瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)、2011-2020年昀宇法律事務所にて勤務。2020年西村朝日台湾法律事務所共同代表に就任。M&A およびバンキング分野を得意とし、日本の大手銀行の台北支店のリーガルアドバイザーも務める。大手市場企業の会社更生手続きなどの代理人を数多く務めるほか、長年にわたり台湾の政府機関の委託に基づく研究プロジェクトや立法案の起草にも従事。



ゴ イ チェン
吳 怡箴

西村あさひ法律事務所 台北事務所 フォーリンアトニー

i-chen.wu@jurists.jp

2009年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2011年ニューヨーク州弁護士登録。2002年台湾公認会計士試験合格、2006年米国公認会計士試験合格。2009-2018年常在国際法律事務所(Tsar & Tsai 国際法律事務所)ほかにて勤務。主にクロスボーダーM&A、台湾での M&A および投資プロジェクト等に関するリーガルサポートおよびアドバイスを得意とする。



チン チェンルー
陳 芊汝

西村あさひ法律事務所 台北事務所 フォーリンアトニー

chien-ju.chen@jurists.jp

2016年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2016-2018年泰鼎法律事務所(Titan Attorneys-at-Law, Taiwan)にて勤務。主に会社法および知的財産法に関連する商事法務を取り扱う。政府機関からの委託に基づく調査案件にも従事。

*外国法共同事業を営むものではありません。



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@jurists.jp
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所
* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。